

平成25年度

保 育 料 基 準 額 表

平成25年4月1日改訂

(琴浦町)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				保 育 料 基 準 額 (月額)		
国の 階層 区分	本町の 階層 区分	定 義		3 歳未満児 の場合	3 歳以上児の場合	
					(長時間部)	(短時間部)
1	1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		円 0	円 0	円 0
2	2	第 1 階層及び第4～ 8階層を除き、前年度 の町民税の額が次の 区分に該当する世帯	町民税 非課税世帯	6,300	3,700	2,600
3	3		町民税 課税世帯	15,000	12,000	8,400
4	4-1	第 1 階層を除き、前年 分の所得税課税世帯 であって、所得税の額 が次の区分に該当す る世帯	所得税 20,000 円未満	23,000	20,000	14,000
	4-2		20,000 円以上 40,000 円未満	25,000	21,000	14,700
5	5-1		40,000 円以上 71,500 円未満	34,000	25,000	17,500
	5-2		71,500 円以上 103,000 円未満	36,000	26,000	18,200
6	6-1		103,000 円以上 258,000 円未満	41,000	30,000	21,000
	6-2		258,000 円以上 413,000 円未満	46,000	33,000	23,100
7	7		413,000 円以上 734,000 円未満	50,000	37,000	25,900
8	8		734,000 円以上	52,000	39,000	27,300

※ 保育料を認定する際の所得税計算に、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修控除、住宅特定改修特別控除、認定長期優良住宅特別控除、配当控除、寄付金控除（都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金に限る）、外国税額控除及び電子証明書等特別控除は適用されません。

※ 波線部分が、今回の変更点です。

※ 国が保育料に関する制度改正をした場合、保育料額が変更になることがあります。状況については7月の本算定時にお知らせします。

備 考

1. 町民税は平成24年度分が、所得税は平成24年分が対象になります。

2. 入所児童の父母の税額を合算します。ただし、父及び母の前年収入が103万円以下である場合は、家計の主宰者の税額を合算します。

家計の主宰者とは下記の者です。

(1) 保育所入所児を所得税の年少扶養親族の対象としている者。

(2) 保育所入所児を健康保険等において扶養家族としている者。

(3) その世帯において最多収入、最多納税の者。

なお、保育所入所児のいる世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合においては、祖父母は「家計の主宰者」とはなりません。

3. この表の第3階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しません。

また、この表の第4-1階層～第8階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいいます。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとします。

(1) 所得税法第78条第1項、同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

4. 保育料算定に係る児童の年齢については、平成25年3月31日現在の満年齢により決定します。年度途中に3歳に達した場合においても、当該年度中は2歳児（3歳未満児）の保育料を適用します。

5. 年度内に階層区分の変更（税額修正等）があった場合は保育料も変更します。

6. 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等に入所されている場合（幼稚園等を含む）において、別表①の第1欄に掲げる児童については、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料の額とします。

＜別表①＞

第1欄	第2欄
ア 保育所等を利用している就学前児童のうち、年長者 （該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする）	保育料基準額表に定める額
イ 保育所等を利用しているア以外の就学前児童のうち、年長者 （該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする）	保育料基準額×0.5
ウ 保育所等を利用している上記以外の就学前児童	0円
（注）10円未満の端数は切り捨てる。	

※ 保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用を含みます。

7. 入所児童に第3子以降の児童がいる場合は、保育料を無料とします。

ただし、保護者の負担軽減のため、第3子以降の児童と、第1子または第2子の複数の児童が同時に入園した場合は、国の同時入園保育料軽減制度の対象とならない児童（別表①参照）を無料とします。

8. 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合は、保育料基準額表の規定にかかわらず、第2階層の保育料の額を0円とし、第3階層以上については、基準額より1,000円減額します。

① 母子世帯等

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯等。

② 在宅障がい児（者）のいる世帯

次に掲げる児（者）を有する世帯をいいます。

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

③ その他の世帯

保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯。